

総務文教常任委員会議案（6月定例会議）

（令和4年6月15日）

No	区分	協 議 事 項	説 明	結 果
1	一般	○ 工事請負契約（中斜里東2線道路舗装修繕工事）の締結について	資料1	
2	条例 関係	○ 令和4年4月23日海難事故基金条例の制定について ○ 斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ○ 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について ○ 道の駅うとろ・シリエトクの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	資料2 資料3 資料4 資料5	
3	補正 予算	○ 斜里町一般会計補正予算（第3回） ○ 斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回） ○ 斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）	資料6-1 資料6-2	
4	協議 案	○ 斜里町職員における定年制度の見直しについて ○ エコクリーンセンターの課題への対応状況について	口頭	
5	その 他	○ 北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業について	口頭	

地方道路長寿命化事業（中斜里東 2 線道路舗装修繕工事）

1. 事業概要

道路管理計画に基づき、道路舗装についての保全対策工事を実施し、道路性能の回復を図ることを目的としている。

平成 30 年度から事業を実施し、これまでに 3 路線の舗装修繕を行い、路面状況の改善を図ってきた。

令和 4 年度は、中斜里東 2 線道路について、事業を実施する。

2. 事業費内訳

（単位：千円）

工事名	事業費	財源内訳		
		国費	地方債	一般
中斜里東 2 線道路 舗装修繕工事	82,445	—	82,400	45

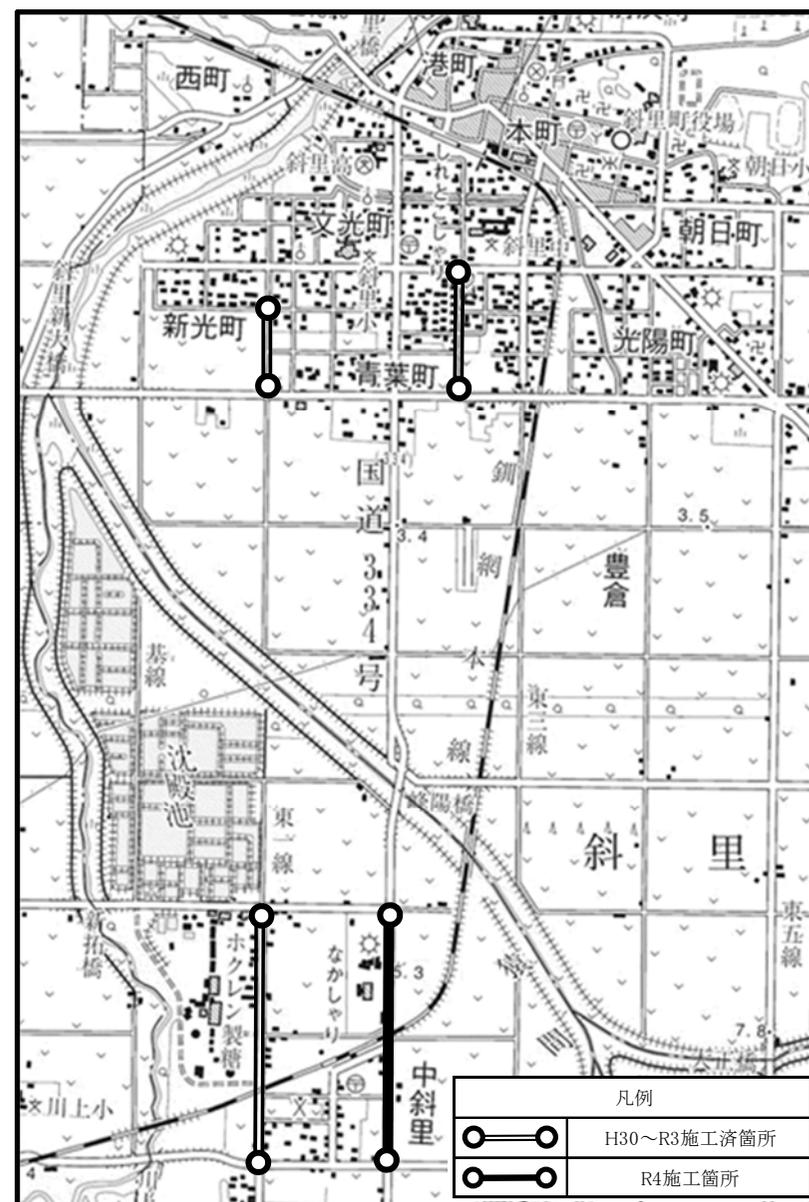
※地方債（過疎対策事業債）

3. 工期

議会議決後～令和 4 年 11 月 11 日まで

4. 施工実績（舗装修繕工事）

年度	路線	延長	工事内容
平成 30 年度	新光通	L=363m	オーバーレイ
令和元年度	望岳通	L=545m	オーバーレイ
令和 2 年度	中斜里東 1 線道路	L=480m	切削オーバーレイ
令和 3 年度		L=629m	
令和 4 年度	中斜里東 2 線道路	L=1,100m	切削オーバーレイ



議案第17号

工事請負契約（中斜里東2線道路舗装修繕工事）の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和4年6月22日提出

斜里町長 馬場 隆

記

- 1 契約の目的 中斜里東2線道路舗装修繕工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金82,445,000円
- 4 契約の相手方 道路工業・丸七高橋経常建設共同企業体
代表者 網走市潮見2丁目6番2号
道路工業株式会社網走営業所
所長 鈴木 直行

構成員 斜里郡斜里町光陽町16番地8
株式会社 丸七高橋組
代表取締役 高橋 一成

令和 4 年 4 月 2 3 日海難事故基金条例の制定について

1 制定理由

令和 4 年 4 月 2 3 日に発生した海難事故に要する経費の財源に充てるための基金を設置し、基金の積み立てや使用に関する新たな条例を制定する。

2 制定する条例

令和 4 年 4 月 2 3 日海難事故基金条例

3 主な内容

①基金の設置（第 1 条）

海難事故に関する以下の事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置する。

- (1) 捜索活動に係る経費
- (2) 安全対策に係る経費
- (3) 慰霊事業に係る経費
- (4) その他町長が認める経費

②基金の積み立て（第 2 条）

積み立てる額は、指定寄附金及び一般会計予算の定めるところによる。

③基金の管理（第 3 条）

基金に属する現金は、金融機関への預託等最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

④運用益金の処理（第 4 条）

基金の運用から生じる収益等は、一般会計歳入歳出予算に計上し基金に編入する。

⑤基金の使用（第 5 条）

使用する基金は一般会計予算に計上し執行する。

4 施行期日

公布の日から施行する。

議案第18号

令和4年4月23日海難事故基金条例の制定について

このことについて、別紙のとおり制定する。

令和4年6月22日提出

斜里町長 馬場 隆

令和4年4月23日海難事故基金条例

(設置)

第1条 令和4年4月23日に発生した海難事故に関して次の各号に定める事業に要する経費の財源に充てるため、令和4年4月23日海難事故基金条例（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 捜索活動に係る経費
- (2) 安全対策に係る経費
- (3) 慰霊事業に係る経費
- (4) その他町長が認める経費

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的のために受けた指定寄附金及び一般会計予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預託、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 町長は、第1条の目的に基づき必要があるとき認めるときは、一般会計予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することが出来る。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

- 1) 令和4年度国民健康保険料率の改正
- 2) 賦課限度額引き上げに伴う改正

2 改正する条例

斜里町国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）

3 主な改正内容

- 1) 令和4年度国民健康保険料率の改正

資産割の賦課を廃止し、3方式による賦課とする。応能分は所得割のみとなる。
納付金算定に基づき応能応益割合を設定する。

（※応能＝所得割 応益＝均等割及び平等割）

区 分			令和3年度		令和4年度	
			賦課割合	料 率	賦課割合	料 率
医療分	応能	所得割	64	6.00%	<u>67</u>	<u>6.10%</u>
		資産割	3	15.00%	廃止	
	応益	均等割	23	26,000円	23	<u>27,400円</u>
		平等割	10	22,800円	10	<u>23,600円</u>
後期高齢者分	応能	所得割	65	2.25%	<u>67</u>	2.25%
		資産割	3	5.50%	廃止	
	応益	均等割	22	8,000円	<u>23</u>	<u>8,800円</u>
		平等割	10	7,200円	10	<u>7,600円</u>
介護分	応能	所得割	74	1.25%	<u>77</u>	<u>1.30%</u>
		資産割	3	4.50%	廃止	
	応益	均等割	16	7,200円	16	<u>8,000円</u>
		平等割	7	4,200円	7	<u>4,800円</u>

- 2) 賦課限度額引き上げ

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、医療分の賦課限度額を令和3年度 63万円 から令和4年度 65万円（2万円増）、後期分の賦課限度額を同様に 19万円 から 20万円（1万円増）に引き上げる。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

令和3年度 斜里町国民健康保険事業特別会計決算見込（総括表）

(単位：円)

歳 入			備 考			歳 出				備 考			
科	目	現行予算額	決 算 額	比 較		科	目	現行予算額	決 算 額	比 較			
保 険 料	一般分	現年度 保険料	380,173,000	380,875,438	702,438	総務費	一般管理費	10,815,000	10,543,712	271,288			
		滞納繰越保険料	3,189,000	3,220,834	31,834		賦課事業費	616,000	602,392	13,608			
		後期高齢者支援金	123,640,000	123,697,653	57,653		徴収事業費	998,000	801,870	196,130			
		滞納繰越保険料	1,103,000	1,128,835	25,835		運営協議会費	206,000	117,600	88,400			
		現年度介護納付金	51,778,000	52,288,155	510,155		計	12,635,000	12,065,574	569,426			
		滞納繰越介護納付金	332,000	356,905	24,905		保 険 給 付 費	一 般 保 険 者 分	療養給付費	886,733,000		827,349,027	59,383,973
		計	560,215,000	561,567,820	1,352,820				療 養 費	6,653,000		4,772,059	1,880,941
道 支 出 金	補 助 金	普通交付金	1,028,764,000	954,707,548	△ 74,056,452	小 計			893,386,000	832,121,086	61,264,914		
		特別交付金	45,033,000	43,496,000	△ 1,537,000	高額療養費			121,706,000	112,743,186	8,962,814		
		小 計	1,073,797,000	998,203,548	△ 75,593,452	高額介護合算療養費			100,000	35,805	64,195		
繰入金		財政安定化基金交付金	1,000	0	△ 1,000	移 送 費			200,000	0	200,000		
		計	1,073,798,000	998,203,548	△ 75,594,452	小 計		122,006,000	112,778,991	9,227,009			
繰入金		一般会計繰入金	87,344,000	85,046,233	△ 2,297,767	計		1,015,392,000	944,900,077	70,491,923			
		基金繰入金	50,000,000	50,000,000	0	そ の 他		出産育児一時金	10,506,000	7,547,360	2,958,640		
		計	137,344,000	135,046,233	△ 2,297,767			葬 祭 費	900,000	840,000	60,000		
繰 越 金	9,135,000	9,135,480	480	傷病手当金	1,000,000		0	1,000,000					
		その他の収入	1,002,000	932,535	△ 69,465	小 計	12,406,000	8,387,360	4,018,640				
国庫支出金	補助金	災害臨時特例補助金	1,312,000	1,312,000	0	審査支払手数料	2,166,000	2,057,001	108,999				
歳 入 合 計		1,782,806,000	1,706,197,616	△ 76,608,384		計	1,029,964,000	955,344,438	74,619,562				
						事 業 費 納 付 金	一般被保険者医療分	485,225,000	485,225,000	0			
							退職被保険者医療分	480,000	480,000	0			
							一般被保険者後期支援金分	149,506,000	149,506,000	0			
							介護納付金分	56,925,000	56,925,000	0			
							計	692,136,000	692,136,000	0			
							共同事業拠出金	1,000	40	960			
							財政安定化基金拠出金	1,000	807	193			
							特定健康診査等事業費	18,022,000	17,013,684	1,008,316			
							保健事業費	2,715,000	2,392,786	322,214			
							積 立 金	16,893,000	16,893,000	0			
						諸 支 出 金	9,439,000	8,635,962	803,038				
						予 備 費	1,000,000	0	1,000,000				
						歳 出 合 計	1,782,806,000	1,704,482,291	78,323,709				

歳 入
1,706,197,616円

—

歳 出
1,704,482,291円

繰越金
1,715,325円

令和4年度 斜里町国民健康保険事業特別会計6月補正予算(総括表)

2022/6/319:13

(単位:千円)

歳 入					備 考	歳 出					
科	目	現行予算額	補正後予算額	比 較		科	目	現行予算額	補正後予算額	比 較	備 考
保 険 料	一般分	現年度 保険料	420,647	388,296	△ 32,351		総務費	一般管理費	11,134	12,683	1,549
		滞納繰越保険料	1,266	923	△ 343			賦課事業費	626	626	0
		後期高齢者支援金	132,567	126,293	△ 6,274			徴収事業費	1,169	1,169	0
		滞納繰越後期高齢者支援金	426	342	△ 84			運営協議会費	234	234	0
		現年度介護納付金	55,229	54,456	△ 773			計	13,163	14,712	1,549
		滞納繰越介護納付金	151	92	△ 59		保 険 給 付 費	一般分	療養給付費	878,666	858,868
	計	610,286	570,402	△ 39,884	療 養 費				6,784	6,784	0
道 支 出 金	補 助 金	普通交付金	1,013,512	992,120	△ 21,392	小 計			885,450	865,652	△ 19,798
		特別交付金	46,200	47,400	1,200	高額療養費			116,537	114,943	△ 1,594
		小 計	1,059,712	1,039,520	△ 20,192	高額介護合算療養費			300	300	0
財政安定化基金交付金	1	1	0	移 送 費	200	200			0		
計	1,059,713	1,039,521	△ 20,192	小 計	117,037	115,443		△ 1,594			
繰 入 金	一般会計	86,357	87,389	1,032	計	1,002,487		981,095	△ 21,392		
	基金繰入金	1,300	33,100	31,800	そ の 他	出産育児一時金		8,405	8,405	0	
	計	87,657	120,489	32,832		葬 祭 費		720	720	0	
繰 越 金	1	1,715	1,714	傷病手当金		1,000	1,000	0			
その他の収入	893	893	0	計		10,125	10,125	0			
歳 入 合 計		1,758,550	1,733,020	△ 25,530	審査支払手数料	2,100	2,100	0			
					計	1,014,712	993,320	△ 21,392			
					事業費納付金	一般被保険者医療分	482,792	475,438	△ 7,354		
						一般被保険者後期支援金分	150,308	148,610	△ 1,698		
						介護納付金分	60,251	59,722	△ 529		
						計	693,351	683,770	△ 9,581		
						共同事業拠出金	1	1	0		
						財政安定化基金拠出金	1	1	0		
						特定健康診査等事業費	22,512	22,512	0		
						保健事業費	2,806	2,806	0		
						積 立 金	575	575	0		
					諸支出金	病院事業会計繰出金	9,428	9,428	0		
						償 還 金	1,001	4,895	3,894		
						計	10,429	14,323	3,894		
					予 備 費	1,000	1,000	0			
					歳 出 合 計	1,758,550	1,733,020	△ 25,530			

国民健康保険料試算状況（医療分）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（試算）		標準保険料率	
保険料に求める額		405,163千円	432,335千円	425,494千円	448,017千円	439,424千円			
軽減額	合計	15,000千円	20,000千円	0千円	40,000千円	0千円	25,000千円		
	内訳	繰越金	(15,000千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	
		基金繰入	(0千円)	(20,000千円)	(0千円)	(40,000千円)	(0千円)	(25,000千円)	
差引保険料に求める額		390,163千円	412,335千円	425,494千円	408,017千円	439,424千円	414,424千円		
賦課割合	応能	55	55	55（所49：資6）	67（所64：資3）	67（所67）			
	応益	45	45	45	33（均23：平10）	33（均23：平10）			
算定の基礎となる額	所得算出額	9,125,222千円	8,734,605千円	8,233,204千円	6,579,535千円	7,122,779千円			
	資産算出額	90,397千円	91,752千円	91,562千円	86,434千円				
	人数	4,208人	4,064人	3,920人	3,836人	3,666人			
	世帯数	2,063世帯	1,999世帯	1,967世帯	1,939世帯	1,889世帯			
料率	所得割	2.90%	3.20%	3.60%	6.00%	7.20%	6.10%	8.41%	
	資産割	47.50%	47.50%	33.00%	15.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
	均等割（人）	30,000円	32,400円	36,400円	26,000円	28,600円	27,400円	27,168円	
	平等割（世帯）	25,200円	27,600円	30,400円	22,800円	25,400円	23,600円	27,644円	
賦課限度額		580千円	610千円	630千円	630千円	650千円			
限度額超過世帯		228世帯	244世帯	255世帯	295世帯	361世帯	322世帯		
保険基盤安定軽減世帯		997世帯 (7・5・2割)	939世帯 (7・5・2割)	923世帯 (7・5・2割)	859世帯 (7・5・2割)	869世帯 (7・5・2割)			
未就学児軽減（R4～）						98世帯 130人			
平均保険料	世帯当たり	183,737円	196,407円	205,854円	207,351円	227,661円	215,019円		
	1人当たり	90,078円	96,609円	103,294円	104,810円	117,308円	110,794円		
備考		限度額改正（580千円） 収納率98.0%	限度額改正（610千円） 収納率98.0%	限度額改正（630千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（630千円） 収納率98.0%	限度額改正（650千円） 収納率98.0%			

国民健康保険料試算状況（支援分）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（試算）		標準保険料率
保険料に求める額		129,110千円	129,888千円	143,222千円	141,909千円	139,847千円		
軽減額	合計	0千円	0千円	0千円	10,000千円	0千円	5,000千円	
	内訳	繰越金	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	
		基金繰入	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(10,000千円)	(0千円)	(5,000千円)
差引保険料に求める額		129,110千円	129,888千円	143,222千円	131,909千円	139,847千円	134,847千円	
賦課割合	応能	55	55	55（所49：資6）	68（所65：資3）	67（所67）		
	応益	45	45	45	32（均22：平10）	33（均23：平10）		
算定の基礎となる額	所得算出額	9,125,222千円	8,734,605千円	8,233,204千円	6,579,535千円	7,122,779千円		
	資産算出額	90,397千円	91,752千円	91,562千円	86,434千円			
	人数	4,208人	4,064人	3,920人	3,836人	3,666人		
	世帯数	2,063世帯	1,999世帯	1,967世帯	1,939世帯	1,889世帯		
料率	所得割	0.90%	0.95%	1.50%	2.25%	2.45%	2.25%	2.61%
	資産割	15.00%	14.50%	12.00%	5.50%	0.00%	0.00%	0.00%
	均等割（人）	10,400円	10,800円	12,200円	8,000円	9,200円	8,800円	8,595円
	平等割（世帯）	8,800円	9,200円	10,400円	7,200円	8,200円	7,600円	8,745円
賦課限度額		190千円	190千円	190千円	190千円	200千円		
限度額超過世帯		224世帯	233世帯	361世帯	348世帯	386世帯	362世帯	
保険基盤安定軽減世帯		997世帯 (7・5・2割)	939世帯 (7・5・2割)	923世帯 (7・5・2割)	859世帯 (7・5・2割)	869世帯 (7・5・2割)		
未就学児軽減（R4～）						98世帯 130人		
平均保険料	世帯当たり	60,168円	61,488円	69,421円	67,453円	72,570円	70,213円	
	1人当たり	29,497円	30,245円	34,834円	34,095円	37,393円	36,179円	
備考		限度額据え置き（190千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（190千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（190千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（190千円） 収納率98.0%	限度額改正（200千円） 収納率98.0%		

国民健康保険料試算状況（介護分）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（試算）	標準保険料率	
保険料に求める額		54,398千円	51,336千円	57,425千円	55,768千円	56,893千円		
軽減額	合計	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
	内訳	繰越金	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	
		基金繰入	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	
差引保険料に求める額		54,398千円	51,336千円	57,425千円	55,768千円	56,893千円		
賦課割合	応能	55	55	55（所49：資6）	77（所74：資3）	77（所77）		
	応益	45	45	45	23（均16：平7）	23（均16：平7）		
算定の基礎となる額	所得算出額	5,628,845千円	5,547,930千円	5,205,398千円	4,047,195千円	4,460,537千円		
	資産算出額	43,897千円	44,748千円	43,835千円	40,066千円			
	人数	1,429人	1,367人	1,297人	1,281人	1,216人		
	世帯数	1,043世帯	1,007世帯	949世帯	943世帯	898世帯		
料率	所得割	0.55%	0.50%	0.65%	1.25%	1.30%	1.55%	
	資産割	12.00%	11.00%	8.50%	4.50%	0.00%	0.00%	
	均等割（人）	12,800円	12,400円	14,800円	7,200円	8,000円	7,037円	
	平等割（世帯）	7,200円	6,800円	8,000円	4,200円	4,800円	5,462円	
賦課限度額		160千円	160千円	170千円	170千円	170千円		
限度額超過世帯		67世帯	53世帯	64世帯	122世帯	168世帯		
保険基盤安定軽減世帯		355世帯 (7・5・2割)	355世帯 (7・5・2割)	321世帯 (7・5・2割)	315世帯 (7・5・2割)	284世帯 (7・5・2割)		
平均保険料	世帯当たり	51,934円	49,590円	59,161円	58,333円	63,865円		
	1人当たり	37,906円	36,530円	43,287円	42,941円	47,163円		
備考		限度額据え置き（160千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（160千円） 収納率98.0%	限度額改正（170千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（170千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（170千円） 収納率98.0%		

国民健康保険料試算状況（3区分合計）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（試算）	
保険料に求める額		588,671千円	613,559千円	626,141千円	645,694千円	636,164千円	
軽減額	合計	15,000千円	20,000千円	0千円	50,000千円	0千円	30,000千円
	内訳	繰越金	(15,000千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)
		基金繰入	(0千円)	(20,000千円)	(0千円)	(50,000千円)	(0千円)
差引保険料に求める額		573,671千円	593,559千円	626,141千円	595,694千円	636,164千円	606,164千円
賦課割合	応能	55	55	55（所49：資6）	医療67：33 後期68：32 介護77：23	医療67：33 後期67：33 介護77：23	医療67：33 後期67：33 介護77：23
	応益	45	45	45			
算定の基礎となる額	所得算出額	9,125,222千円	8,734,605千円	8,233,204千円	6,579,535千円	7,122,779千円	
	資産算出額	90,397千円	91,752千円	91,562千円	86,434千円		
	人数	4,208人	4,064人	3,920人	3,836人	3,666人	
	世帯数	2,063世帯	1,999世帯	1,967世帯	1,939世帯	1,889世帯	
料率	所得割	4.35%	4.65%	5.75%	9.50%	10.95%	9.65%
	資産割	74.50%	73.00%	53.50%	25.00%	0.00%	0.00%
	均等割（人）	53,200円	55,600円	63,400円	41,200円	45,800円	44,200円
	平等割（世帯）	41,200円	43,600円	48,800円	34,200円	38,400円	36,000円
賦課限度額		930千円	960千円	990千円	990千円	1,020千円	
保険基盤安定軽減世帯		997世帯 (7・5・2割)	939世帯 (7・5・2割)	923世帯 (7・5・2割)	859世帯 (7・5・2割)	869世帯 (7・5・2割)	
平均保険料	世帯当たり	295,839円	307,485円	334,436円	333,137円	364,096円	349,097円
	1人当たり	157,481円	163,384円	181,415円	181,846円	201,864円	194,136円
備考		限度額改正（930千円） 収納率98.0%	限度額改正（960千円） 収納率98.0%	限度額改正（990千円） 収納率98.0%	限度額改正（990千円） 収納率98.0%	限度額改正（1,020千円） 収納率98.0%	

国民健康保険料額早見表

【改正案－現行】資産割廃止 資産税額0円 繰入医療2,500後期500

単位:円

医療分+後期支援分

(○内は軽減割合 上段:改正前 下段:改正後)

介護分(40歳～65歳)

所得金額	給与収入額	被保険者数						被保険者数	
		1人加入	2人加入	3人加入	4人加入	5人加入	6人加入	1人加入	2人加入
0	0	⑦ 19,200	⑦ 29,400	⑦ 39,600	⑦ 49,800	⑦ 60,000	⑦ 70,200	⑦ 3,400	⑦ 5,500
		⑦ 20,200	⑦ 31,000	⑦ 41,900	⑦ 52,800	⑦ 63,600	⑦ 74,500	⑦ 3,800	⑦ 6,200
		1,000	1,600	2,300	3,000	3,600	4,300	400	700
		5.21%	5.44%	5.81%	6.02%	6.00%	6.13%	11.76%	12.73%
430,000	980,000	⑦ 19,200	⑦ 29,400	⑦ 39,600	⑦ 49,800	⑦ 60,000	⑦ 70,200	⑦ 3,400	⑦ 5,500
		⑦ 20,200	⑦ 31,000	⑦ 41,900	⑦ 52,800	⑦ 63,600	⑦ 74,500	⑦ 3,800	⑦ 6,200
		1,000	1,600	2,300	3,000	3,600	4,300	400	700
		5.21%	5.44%	5.81%	6.02%	6.00%	6.13%	11.76%	12.73%
700,000	1,250,000	⑤ 32,000	⑤ 49,000	⑤ 66,000	⑤ 83,000	⑤ 100,000	⑤ 117,000	⑤ 5,700	⑤ 9,300
		⑤ 33,700	⑤ 51,800	⑤ 69,900	⑤ 88,000	⑤ 106,100	⑤ 124,200	⑤ 6,400	⑤ 10,400
		1,700	2,800	3,900	5,000	6,100	7,200	700	1,100
		5.31%	5.71%	5.91%	6.02%	6.10%	6.15%	12.28%	11.83%
1,000,000	1,550,000	110,200	② 95,200	⑤ 112,200	⑤ 129,200	⑤ 146,200	⑤ 163,200	18,400	② 16,300
		114,100	⑤ 98,500	⑤ 116,600	⑤ 134,700	⑤ 152,800	⑤ 170,900	20,000	⑤ 17,600
		3,900	3,300	4,400	5,500	6,600	7,700	1,600	1,300
		3.54%	3.47%	3.92%	4.26%	4.51%	4.72%	8.70%	7.98%
1,190,000	1,812,000	126,700	② 141,100	⑤ 128,700	⑤ 145,700	⑤ 162,700	⑤ 179,700	20,900	② 24,300
		130,800	② 146,300	⑤ 133,300	⑤ 151,400	⑤ 169,500	⑤ 187,600	22,600	② 26,500
		4,100	5,200	4,600	5,700	6,800	7,900	1,700	2,200
		3.24%	3.69%	3.57%	3.91%	4.18%	4.40%	8.13%	9.05%
1,470,000	2,214,000	148,100	162,500	② 189,700	⑤ 167,100	⑤ 184,100	⑤ 201,100	24,100	27,600
		152,500	② 168,000	② 197,000	⑤ 173,100	⑤ 191,200	⑤ 209,300	26,000	② 29,900
		4,400	5,500	7,300	6,000	7,100	8,200	1,900	2,300
		2.97%	3.38%	3.85%	3.59%	3.86%	4.08%	7.88%	8.33%
1,600,000	2,400,000	160,500	194,500	② 202,100	② 229,300	⑤ 196,500	⑤ 213,500	26,000	33,200
		165,000	201,200	② 209,500	② 238,400	⑤ 203,700	⑤ 221,800	28,000	36,000
		4,500	6,700	7,400	9,100	7,200	8,300	2,000	2,800
		2.80%	3.44%	3.66%	3.97%	3.66%	3.89%	7.69%	8.43%
1,850,000	2,756,000	181,100	215,100	② 222,700	② 249,900	② 277,100	⑤ 234,100	29,100	36,300
		185,900	222,100	② 230,400	② 259,300	② 288,300	⑤ 242,700	31,200	39,200
		4,800	7,000	7,700	9,400	11,200	8,600	2,100	2,900
		2.65%	3.25%	3.46%	3.76%	4.04%	3.67%	7.22%	7.99%
2,100,000	3,112,000	201,700	235,700	269,700	② 270,500	② 297,700	② 324,900	32,200	39,400
		206,800	243,000	279,200	② 280,200	② 309,200	② 338,100	34,500	42,500
		5,100	7,300	9,500	9,700	11,500	13,200	2,300	3,100
		2.53%	3.10%	3.52%	3.59%	3.86%	4.06%	7.14%	7.87%
2,600,000	3,800,000	243,000	277,000	311,000	345,000	② 339,000	② 366,200	38,500	45,700
		248,500	284,700	320,900	357,100	② 350,900	② 379,900	41,000	49,000
		5,500	7,700	9,900	12,100	11,900	13,700	2,500	3,300
		2.26%	2.78%	3.18%	3.51%	3.51%	3.74%	6.49%	7.22%
3,100,000	4,424,000	284,200	318,200	352,200	386,200	420,200	② 407,400	44,700	51,900
		290,300	326,500	362,700	398,900	435,100	② 421,600	47,500	55,500
		6,100	8,300	10,500	12,700	14,900	14,200	2,800	3,600
		2.15%	2.61%	2.98%	3.29%	3.55%	3.49%	6.26%	6.94%
4,100,000	5,675,000	366,700	400,700	434,700	468,700	502,700	536,700	57,200	64,400
		373,800	410,000	446,200	482,400	518,600	554,800	60,500	68,500
		7,100	9,300	11,500	13,700	15,900	18,100	3,300	4,100
		1.94%	2.32%	2.65%	2.92%	3.16%	3.37%	5.77%	6.37%
5,100,000	6,889,000	449,200	483,200	517,200	551,200	585,200	619,200	69,700	76,900
		457,300	493,500	529,700	565,900	602,100	638,300	73,500	81,500
		8,100	10,300	12,500	14,700	16,900	19,100	3,800	4,600
		1.80%	2.13%	2.42%	2.67%	2.89%	3.08%	5.45%	5.98%
7,600,000	9,550,000	655,500	689,500	721,000	747,000	773,000	799,000	101,000	108,200
		666,000	702,200	738,400	770,500	797,900	825,300	106,000	114,000
		10,500	12,700	17,400	23,500	24,900	26,300	5,000	5,800
		1.60%	1.84%	2.41%	3.15%	3.22%	3.29%	4.95%	5.36%
10,100,000	12,050,000	819,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	132,200	139,400
		840,800	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	138,500	146,500
		21,800	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	6,300	7,100
		2.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	4.77%	5.09%
12,600,000	14,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	163,500	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	6,500	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.98%	0.00%
16,600,000	18,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	170,000	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	0	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	0.00%	0.00%

表の見方

改正前の額
改正後の額
差額
伸び率

丸数字は法定軽減割合を表します。

国民健康保険料額早見表

【改正案－現行】資産割廃止 資産税額5万円 繰入医療2,500後期500

単位:円

医療分+後期支援分

(○内は軽減割合 上段:改正前 下段:改正後)

介護分(40歳～65歳)

所得金額	給与収入額	被保険者数						被保険者数	
		1人加入	2人加入	3人加入	4人加入	5人加入	6人加入	1人加入	2人加入
0	0	⑦ 29,400	⑦ 39,600	⑦ 49,800	⑦ 60,000	⑦ 70,200	⑦ 80,400	⑦ 5,600	⑦ 7,800
		⑦ 20,200	⑦ 31,000	⑦ 41,900	⑦ 52,800	⑦ 63,600	⑦ 74,500	⑦ 3,800	⑦ 6,200
		-9,200	-8,600	-7,900	-7,200	-6,600	-5,900	-1,800	-1,600
		-31.29%	-21.72%	-15.86%	-12.00%	-9.40%	-7.34%	-32.14%	-20.51%
430,000	980,000	⑦ 29,400	⑦ 39,600	⑦ 49,800	⑦ 60,000	⑦ 70,200	⑦ 80,400	⑦ 5,600	⑦ 7,800
		⑦ 20,200	⑦ 31,000	⑦ 41,900	⑦ 52,800	⑦ 63,600	⑦ 74,500	⑦ 3,800	⑦ 6,200
		-9,200	-8,600	-7,900	-7,200	-6,600	-5,900	-1,800	-1,600
		-31.29%	-21.72%	-15.86%	-12.00%	-9.40%	-7.34%	-32.14%	-20.51%
700,000	1,250,000	⑤ 42,200	⑤ 59,200	⑤ 76,200	⑤ 93,200	⑤ 110,200	⑤ 127,200	⑤ 7,900	⑤ 11,500
		⑤ 33,700	⑤ 51,800	⑤ 69,900	⑤ 88,000	⑤ 106,100	⑤ 124,200	⑤ 6,400	⑤ 10,400
		-8,500	-7,400	-6,300	-5,200	-4,100	-3,000	-1,500	-1,100
		-20.14%	-12.50%	-8.27%	-5.58%	-3.72%	-2.36%	-18.99%	-9.57%
1,000,000	1,550,000	120,400	② 105,400	⑤ 122,400	⑤ 139,400	⑤ 156,400	⑤ 173,400	20,600	② 18,500
		114,100	⑤ 98,500	⑤ 116,600	⑤ 134,700	⑤ 152,800	⑤ 170,900	20,000	⑤ 17,600
		-6,300	-6,900	-5,800	-4,700	-3,600	-2,500	-600	-900
		-5.23%	-6.55%	-4.74%	-3.37%	-2.30%	-1.44%	-2.91%	-4.86%
1,190,000	1,812,000	136,900	② 151,300	⑤ 138,900	⑤ 155,900	⑤ 172,900	⑤ 189,900	23,100	② 26,600
		130,800	② 146,300	⑤ 133,300	⑤ 151,400	⑤ 169,500	⑤ 187,600	22,600	② 26,500
		-6,100	-5,000	-5,600	-4,500	-3,400	-2,300	-500	-100
		-4.46%	-3.30%	-4.03%	-2.89%	-1.97%	-1.21%	-2.16%	-0.38%
1,470,000	2,214,000	158,400	172,800	② 200,000	⑤ 177,400	⑤ 194,400	⑤ 211,400	26,400	29,800
		152,500	② 168,000	② 197,000	⑤ 173,100	⑤ 191,200	⑤ 209,300	26,000	② 29,900
		-5,900	-4,800	-3,000	-4,300	-3,200	-2,100	-400	100
		-3.72%	-2.78%	-1.50%	-2.42%	-1.65%	-0.99%	-1.52%	0.34%
1,600,000	2,400,000	170,700	204,700	② 212,300	② 239,500	⑤ 206,700	⑤ 223,700	28,200	35,400
		165,000	201,200	② 209,500	② 238,400	⑤ 203,700	⑤ 221,800	28,000	36,000
		-5,700	-3,500	-2,800	-1,100	-3,000	-1,900	-200	600
		-3.34%	-1.71%	-1.32%	-0.46%	-1.45%	-0.85%	-0.71%	1.69%
1,850,000	2,756,000	191,400	225,400	② 233,000	② 260,200	② 287,400	⑤ 244,400	31,400	38,600
		185,900	222,100	② 230,400	② 259,300	② 288,300	⑤ 242,700	31,200	39,200
		-5,500	-3,300	-2,600	-900	900	-1,700	-200	600
		-2.87%	-1.46%	-1.12%	-0.35%	0.31%	-0.70%	-0.64%	1.55%
2,100,000	3,112,000	212,000	246,000	280,000	② 280,800	② 308,000	② 335,200	34,500	41,700
		206,800	243,000	279,200	② 280,200	② 309,200	② 338,100	34,500	42,500
		-5,200	-3,000	-800	-600	1,200	2,900	0	800
		-2.45%	-1.22%	-0.29%	-0.21%	0.39%	0.87%	0.00%	1.92%
2,600,000	3,800,000	253,200	287,200	321,200	355,200	② 349,200	② 376,400	40,700	47,900
		248,500	284,700	320,900	357,100	② 350,900	② 379,900	41,000	49,000
		-4,700	-2,500	-300	1,900	1,700	3,500	300	1,100
		-1.86%	-0.87%	-0.09%	0.53%	0.49%	0.93%	0.74%	2.30%
3,100,000	4,424,000	294,500	328,500	362,500	396,500	430,500	② 417,700	47,000	54,200
		290,300	326,500	362,700	398,900	435,100	② 421,600	47,500	55,500
		-4,200	-2,000	200	2,400	4,600	3,900	500	1,300
		-1.43%	-0.61%	0.06%	0.61%	1.07%	0.93%	1.06%	2.40%
4,100,000	5,675,000	377,000	411,000	445,000	479,000	513,000	547,000	59,500	66,700
		373,800	410,000	446,200	482,400	518,600	554,800	60,500	68,500
		-3,200	-1,000	1,200	3,400	5,600	7,800	1,000	1,800
		-0.85%	-0.24%	0.27%	0.71%	1.09%	1.43%	1.68%	2.70%
5,100,000	6,889,000	459,500	493,500	527,500	561,500	595,500	629,500	72,000	79,200
		457,300	493,500	529,700	565,900	602,100	638,300	73,500	81,500
		-2,200	0	2,200	4,400	6,600	8,800	1,500	2,300
		-0.48%	0.00%	0.42%	0.78%	1.11%	1.40%	2.08%	2.90%
7,600,000	9,550,000	665,700	699,700	728,500	754,500	780,500	806,500	103,200	110,400
		666,000	702,200	738,400	770,500	797,900	825,300	106,000	114,000
		300	2,500	9,900	16,000	17,400	18,800	2,800	3,600
		0.05%	0.36%	1.36%	2.12%	2.23%	2.33%	2.71%	3.26%
10,100,000	12,050,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	134,500	141,700
		840,800	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	138,500	146,500
		20,800	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	4,000	4,800
		2.54%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	2.97%	3.39%
12,600,000	14,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	165,700	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	4,300	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	2.60%	0.00%
16,600,000	18,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	170,000	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	0	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	0.00%	0.00%

表の見方

改正前の額
改正後の額
差額
伸び率

丸数字は法定軽減割合を表します。

国民健康保険料額早見表

【改正案－現行】資産割廃止 資産税額10万円 繰入医療2,500後期500

単位:円

医療分+後期支援分

(○内は軽減割合 上段:改正前 下段:改正後)

介護分(40歳~65歳)

所得金額	給与収入額	被保険者数						被保険者数	
		1人加入	2人加入	3人加入	4人加入	5人加入	6人加入	1人加入	2人加入
0	0	⑦ 39,700	⑦ 49,900	⑦ 60,100	⑦ 70,300	⑦ 80,500	⑦ 90,700	⑦ 7,900	⑦ 10,000
		⑦ 20,200	⑦ 31,000	⑦ 41,900	⑦ 52,800	⑦ 63,600	⑦ 74,500	⑦ 3,800	⑦ 6,200
		-19,500	-18,900	-18,200	-17,500	-16,900	-16,200	-4,100	-3,800
		-49.12%	-37.88%	-30.28%	-24.89%	-20.99%	-17.86%	-51.90%	-38.00%
430,000	980,000	⑦ 39,700	⑦ 49,900	⑦ 60,100	⑦ 70,300	⑦ 80,500	⑦ 90,700	⑦ 7,900	⑦ 10,000
		⑦ 20,200	⑦ 31,000	⑦ 41,900	⑦ 52,800	⑦ 63,600	⑦ 74,500	⑦ 3,800	⑦ 6,200
		-19,500	-18,900	-18,200	-17,500	-16,900	-16,200	-4,100	-3,800
		-49.12%	-37.88%	-30.28%	-24.89%	-20.99%	-17.86%	-51.90%	-38.00%
700,000	1,250,000	⑤ 52,500	⑤ 69,500	⑤ 86,500	⑤ 103,500	⑤ 120,500	⑤ 137,500	⑤ 10,200	⑤ 13,800
		⑤ 33,700	⑤ 51,800	⑤ 69,900	⑤ 88,000	⑤ 106,100	⑤ 124,200	⑤ 6,400	⑤ 10,400
		-18,800	-17,700	-16,600	-15,500	-14,400	-13,300	-3,800	-3,400
		-35.81%	-25.47%	-19.19%	-14.98%	-11.95%	-9.67%	-37.25%	-24.64%
1,000,000	1,550,000	130,700	② 115,700	⑤ 132,700	⑤ 149,700	⑤ 166,700	⑤ 183,700	22,900	② 20,800
		114,100	⑤ 98,500	⑤ 116,600	⑤ 134,700	⑤ 152,800	⑤ 170,900	20,000	⑤ 17,600
		-16,600	-17,200	-16,100	-15,000	-13,900	-12,800	-2,900	-3,200
		-12.70%	-14.87%	-12.13%	-10.02%	-8.34%	-6.97%	-12.66%	-15.38%
1,190,000	1,812,000	147,200	② 161,600	⑤ 149,200	⑤ 166,200	⑤ 183,200	⑤ 200,200	61,500	② 64,900
		130,800	② 146,300	⑤ 133,300	⑤ 151,400	⑤ 169,500	⑤ 187,600	59,100	② 63,000
		-16,400	-15,300	-15,900	-14,800	-13,700	-12,600	-2,400	-1,900
		-11.14%	-9.47%	-10.66%	-8.90%	-7.48%	-6.29%	-3.90%	-2.93%
1,470,000	2,214,000	168,600	183,000	② 210,200	⑤ 187,600	⑤ 204,600	⑤ 221,600	28,600	32,100
		152,500	② 168,000	② 197,000	⑤ 173,100	⑤ 191,200	⑤ 209,300	26,000	② 29,900
		-16,100	-15,000	-13,200	-14,500	-13,400	-12,300	-2,600	-2,200
		-9.55%	-8.20%	-6.28%	-7.73%	-6.55%	-5.55%	-9.09%	-6.85%
1,600,000	2,400,000	181,000	215,000	② 222,600	② 249,800	⑤ 217,000	⑤ 234,000	30,500	37,700
		165,000	201,200	② 209,500	② 238,400	⑤ 203,700	⑤ 221,800	28,000	36,000
		-16,000	-13,800	-13,100	-11,400	-13,300	-12,200	-2,500	-1,700
		-8.84%	-6.42%	-5.88%	-4.56%	-6.13%	-5.21%	-8.20%	-4.51%
1,850,000	2,756,000	201,600	235,600	② 243,200	② 270,400	② 297,600	⑤ 254,600	33,600	40,800
		185,900	222,100	② 230,400	② 259,300	② 288,300	⑤ 242,700	31,200	39,200
		-15,700	-13,500	-12,800	-11,100	-9,300	-11,900	-2,400	-1,600
		-7.79%	-5.73%	-5.26%	-4.11%	-3.13%	-4.67%	-7.14%	-3.92%
2,100,000	3,112,000	222,200	256,200	290,200	② 291,000	② 318,200	② 345,400	36,700	43,900
		206,800	243,000	279,200	② 280,200	② 309,200	② 338,100	34,500	42,500
		-15,400	-13,200	-11,000	-10,800	-9,000	-7,300	-2,200	-1,400
		-6.93%	-5.15%	-3.79%	-3.71%	-2.83%	-2.11%	-5.99%	-3.19%
2,600,000	3,800,000	263,500	297,500	331,500	365,500	② 359,500	② 386,700	43,000	50,200
		248,500	284,700	320,900	357,100	② 350,900	② 379,900	41,000	49,000
		-15,000	-12,800	-10,600	-8,400	-8,600	-6,800	-2,000	-1,200
		-5.69%	-4.30%	-3.20%	-2.30%	-2.39%	-1.76%	-4.65%	-2.39%
3,100,000	4,424,000	304,700	338,700	372,700	406,700	440,700	② 427,900	49,200	56,400
		290,300	326,500	362,700	398,900	435,100	② 421,600	47,500	55,500
		-14,400	-12,200	-10,000	-7,800	-5,600	-6,300	-1,700	-900
		-4.73%	-3.60%	-2.68%	-1.92%	-1.27%	-1.47%	-3.46%	-1.60%
4,100,000	5,675,000	387,200	421,200	455,200	489,200	523,200	557,200	61,700	68,900
		373,800	410,000	446,200	482,400	518,600	554,800	60,500	68,500
		-13,400	-11,200	-9,000	-6,800	-4,600	-2,400	-1,200	-400
		-3.46%	-2.66%	-1.98%	-1.39%	-0.88%	-0.43%	-1.94%	-0.58%
5,100,000	6,889,000	469,700	503,700	537,700	571,700	605,700	639,700	74,200	81,400
		457,300	493,500	529,700	565,900	602,100	638,300	73,500	81,500
		-12,400	-10,200	-8,000	-5,800	-3,600	-1,400	-700	100
		-2.64%	-2.03%	-1.49%	-1.01%	-0.59%	-0.22%	-0.94%	0.12%
7,600,000	9,550,000	676,000	710,000	736,000	762,000	788,000	814,000	105,500	112,700
		666,000	702,200	738,400	770,500	797,900	825,300	106,000	114,000
		-10,000	-7,800	2,400	8,500	9,900	11,300	500	1,300
		-1.48%	-1.10%	0.33%	1.12%	1.26%	1.39%	0.47%	1.15%
10,100,000	12,050,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	136,700	143,900
		840,800	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	138,500	146,500
		20,800	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	1,800	2,600
		2.54%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	1.32%	1.81%
12,600,000	14,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	168,000	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	2,000	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	1.19%	0.00%
16,600,000	18,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	170,000	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	0	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	0.00%	0.00%

表の見方

改正前の額
改正後の額
差額
伸び率

丸数字は法定軽減割合を表します。

議案第19号

斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり改正する。

令和4年6月22日提出

斜里町長 馬場 隆

斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

斜里町国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条中「、資産割額」を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第1項の表を次のように改める。

基礎賦課総額		保険料率		
区分	基礎賦課割合相当額	算出の基礎	料率	
応能	所得割 100分の67	基礎賦課割合相当額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては国民健康保険法施行規則（昭和33年省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の額とする。）の総額で除して得た数	100分の6.10	
応益	被保険者均等割 100分の23	基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき 27,400円	
	世帯別平等割 100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以降5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定	1世帯につき 23,600円	

			<p>世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以降5年を経過する月の翌月から特定月以降8年を経過する月間の間にあるもの(当該世帯に他に被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p>
--	--	--	--

第14条の2中「、資産割額」を削る。

第14条の4を次のように改める。

第14条の4 削除

第14条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第14条の6の3中「、資産割額」を削る。

第14条の6の5を次のように改める。

第14条の6の5 削除

第14条6の6第1項の表を次のように改める。

後期高齢者支援金等賦課総額		保険料率	
区分	後期高齢者支援金等賦課割合相当額	算出の基礎	料率
応所得割能	100分の67	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数	100分の2.25

応益	被保険者均等割	100分の23	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき 8,800円
	世帯別平等割	100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額	1世帯につき 7,600円

第14条の6の7中「、資産割額」を削る。

第14条の6の9を次のように改める。

第14条の6の9 削除

第14条の6の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第14条の8中「、資産割額」を削る。

第14条の10を次のように改める。

第14条の10 削除

第14条11第1項の表を次のように改める。

介護納付金賦課総額		保険料率	
区分	介護納付金賦課割合相当額	算出の基礎	料率
応能	所得割 100分の77	介護納付金賦課割合相当額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては国民健康保険法	100分の1.30

			施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	
応 益	被保険者 均等割	100分の16	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき 8,000円
	世帯別平 等割	100分の7	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額	1世帯につき 4,800円

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「19万円」を「20万円」に改め、同条第3項及び第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の斜里町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前のおりとする。

斜里町国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>、及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の資産割額の算定)</p> <p>第13条 <u>第11条の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</p> <p>第13条 <u>削除</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>

基礎賦課総額		保険料率		
区分	基礎賦課割合相当額	算出の基礎	料率	
応能	所得割	100分の64	基礎賦課割合相当額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては国民健康保険法施行規則(昭和33年省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の6.00
	資産割	100分の3	基礎賦課割合相当額を第13条に規定する固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第7号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の15.00
応益	被保険者均等割	100分の23	基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき 26,000円
	世帯別平等割	100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世	1世帯につき 22,800円

基礎賦課総額		保険料率		
区分	基礎賦課割合相当額	算出の基礎	料率	
応能	所得割	100分の67	基礎賦課割合相当額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては国民健康保険法施行規則(昭和33年省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の6.10
	資産割	100分の3	基礎賦課割合相当額を第13条に規定する固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第7号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の15.00
応益	被保険者均等割	100分の23	基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき 27,400円
	世帯別平等割	100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世	1世帯につき 23,600円

			<p>帯 基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以降5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以降5年を経過する月の翌月から特定月以降8年を経過する月間の間にあるもの(当該世帯に他に被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところに</p>				<p>帯 基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以降5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以降5年を経過する月の翌月から特定月以降8年を経過する月間の間にあるもの(当該世帯に他に被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところに</p>
--	--	--	---	--	--	--	---

		<p>より算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p>				<p>より算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p>	
<p>2 省略</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の資産割額の算定)</p> <p>第14条の4 <u>第14条の2の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に第14条の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u></p>				<p>2 省略</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</p> <p>第14条の4 <u>削除</u></p>			

(基礎賦課限度額)

第14条の6 第11条又は第14条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条において同じ。)は、63万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定)

第14条の6の5 第14条の6の3の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、次

(基礎賦課限度額)

第14条の6 第11条又は第14条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条において同じ。)は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

第14条の6の5 削除

条の資産割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

後期高齢者支援金等 賦課総額		保険料率		
区分	後期高齢者支援金等賦課割合相当額	算出の基礎	料率	
応能	所得割	100分の65	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数	100分の2.25
	資産割	100分の3	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を一般被保険者に係る固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資産税額)(国民健康保険法施行令第2	100分の5.50

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

後期高齢者支援金等 賦課総額		保険料率		
区分	後期高齢者支援金等賦課割合相当額	算出の基礎	料率	
応能	所得割	100分の67	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数	100分の2.25
	資産割	100分の3	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を一般被保険者に係る固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資産税額)(国民健康保険法施行令第2	100分の5.50

			9条の7第3項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数						
応	被保険者均等割	100分の22	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき 8,000円	被保険者均等割	100分の23	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき 8,800円	
	世帯別平等割	100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の	1世帯につき 7,200円	応	世帯別平等割	100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の	1世帯につき 7,600円

分3を乗じて得た額	分の3を乗じて得た額
<p>2 省略</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第14条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、<u>所得割額、資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の<u>資産割額の算定</u>)</p> <p>第14条の6の9 <u>第14条の6の7の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資産税額)に、第14条の6の6の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>	<p>2 省略</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第14条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、<u>所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額</u>)とする。</p> <p>第14条の6の9 <u>削除</u></p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>

第14条の6の12 第14条の6の3又は第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条において同じ。)は、19万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額)

第14条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(介護納付金賦課額の資産割額の算定)

第14条の10 第14条の8の資産割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、第14条の11の資産割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第14条の6の12 第14条の6の3又は第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条において同じ。)は、20万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額)

第14条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

第14条の10 削除

(介護納付金賦課額の保険料率)

第14条の11 介護納付金賦課額被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

介護納付金賦課総額		保険料率	
区分	介護納付金賦課割合相当額	算出の基礎	料率
応所得割 能	100分の74	介護納付金賦課割合相当額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の1.25
	資産割 100分の3	介護納付金賦課割合相当額を介護納付金賦課被保険者に係る第14条の10に規定する固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の4.50

第14条の11 介護納付金賦課額被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

介護納付金賦課総額		保険料率	
区分	介護納付金賦課割合相当額	算出の基礎	料率
応所得割 能	100分の77	介護納付金賦課割合相当額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の1.30

応益	被保険者均等割	100分の16	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき <u>7,200円</u>
	世帯別平等割	100分の7	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額	1世帯につき <u>4,200円</u>

2 省略

第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には63万円)とする。

(1)～(3) 省略

2 省略

3 第1項及び第2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条

応益	被保険者均等割	100分の16	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき <u>8,000円</u>
	世帯別平等割	100分の7	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額	1世帯につき <u>4,800円</u>

2 省略

第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には65万円)とする。

(1)～(3) 省略

2 省略

3 第1項及び第2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条

の6の7」と、「63万円」とあるのは「19万円」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「63万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

の6の7」と、「65万円」とあるのは「20万円」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の斜里町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前のおりとする。

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

1 条例改正の理由

特定教育・保育施設の「多子世帯」に係る利用者負担軽減制度について、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い条例の一部を改正する。

2 改正する条例

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 27 年条例第 11 号）

3 主な改正内容

低所得世帯である特定被監護者等の多子軽減措置について、平成28年度改正により子どもの人数算定に係る年齢制限を撤廃したが、現行規定では負担額算定基準子どもに当たらない未就園児や認可外保育施設等に在籍している子どもについては多子の算定外とされていることから、負担額算定基準子どもに係る要件を撤廃し算定対象となる子どもの範囲を拡大する。

【改正内容】

低所得世帯（年収約360万円未満相当世帯）の特定被監護者等に係る多子算定の考え方

児童の状況	多子の算定方法	
	改正前	改正後
中学生	第1子	第1子
未就園児童又は認可外施設利用児童 ※「負担額算定基準子ども」ではない。	—	第2子
認可保育所利用児童	第2子	第3子
認可保育所利用児童	第3子	第4子

○ 「特定被監護者等」とは

- ①支給認定保護者が現に監護し生計を一にしている者（未成年）
- ②支給認定保護者に監護されていた者で生計を一にしている者（①が成年に達した場合）
- ③支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属で生計を一にしている者（①・②を除く）
（成年に達した後に、支給認定保護者と生計を一にする直系卑属となった者）

○ 「負担額算定基準子ども」とは

認定こども園、認可保育所、地域型保育等、子ども・子育て支援法施行令で定める施設又は事業を利用している子ども

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 20 号

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 4 年 6 月 22 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成
27 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 6 項第 1 号中「次のア又はイに掲げる」を削り、同号中「満 3 歳未満保
育認定子ども」の前に「特定被監護者等のうち 2 番目の年長者である」を加え、同号
中アからイまでを削り、同項第 2 号中「次のアからウまでに掲げる」を削り、同号中
「満 3 歳未満保育認定子ども」の前に「特定被監護者等（そのうち最年長者及び 2 番
目の年長者である者を除く。）である」を加え、同号中アからウまでを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例新旧対照表

改正前					改正後				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
各月初日の子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担月額(単位:円)		各月初日の子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担月額(単位:円)	
階層区分	定義		保育標準時間認定	保育短時間認定	階層区分	定義		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護世帯等		0	0	A	生活保護世帯等		0	0
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては前年度分)の市町村民税非課税世帯		0	0	B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては前年度分)の市町村民税非課税世帯		0	0
C1	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては前年度分)の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	24,300円未満	11,000	10,800	C1	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては前年度分)の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	24,300円未満	11,000	10,800
C2		48,600円未満	13,000	12,700	C2		48,600円未満	13,000	12,700
D1		61,000円未満	16,000	15,700	D1		61,000円未満	16,000	15,700
D2		73,000円未満	19,000	18,600	D2		73,000円未満	19,000	18,600
D3		85,000円未満	21,000	20,600	D3		85,000円未満	21,000	20,600
D4		97,000円未満	23,000	22,600	D4		97,000円未満	23,000	22,600
D5		121,000円未満	25,000	24,500	D5		121,000円未満	25,000	24,500
D6		145,000円未満	32,000	31,400	D6		145,000円未満	32,000	31,400
D7		169,000円未満	36,000	35,300	D7		169,000円未満	36,000	35,300
D8		213,000円未満	38,000	37,300	D8		213,000円未満	38,000	37,300
D9		257,000円未満	40,000	39,300	D9		257,000円未満	40,000	39,300
D10		301,000円未満	45,000	44,200	D10		301,000円未満	45,000	44,200
D11	397,000円未満	47,000	46,200	D11	397,000円未満	47,000	46,200		
D12	397,000円以上	54,000	53,000	D12	397,000円以上	54,000	53,000		

備考

1～4 (省略)

5 同一世帯に負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次の各号において同じ。)に関する利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に2人目である満3歳未満保育認定子ども 別表に定める利用者負担額(前項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の2分の1の額

(2) 負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の満3歳未満保育認定子ども 0円

6 当該教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合、次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次の各号において同じ。)に関する利用者負担額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満(特定教育・保育給付認定保護者にあつては77,200円未満)であるときは、次の各号に掲げる額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに係る第3条第1項第3号の規定によ

備考

1～4 (省略)

5 同一世帯に負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次の各号において同じ。)に関する利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に2人目である満3歳未満保育認定子ども 別表に定める利用者負担額(前項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の2分の1の額

(2) 負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の満3歳未満保育認定子ども 0円

6 当該教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合、次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次の各号において同じ。)に関する利用者負担額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満(特定教育・保育給付認定保護者にあつては77,200円未満)であるときは、次の各号に掲げる額とする。

(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに係る第3条第

り算定される額の2分の1に相当する額(特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもの場合は0円)

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長である満3歳未満保育認定子ども

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども 0円

ア 特定被監護者等に小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長である満3歳未満保育認定子ども

イ 特定被監護者等に小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に2人目である満3歳未満保育認定子ども

ウ 負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降である満3歳未満保育認定子ども

7～9 (省略)

1項第3号の規定により算定される額の2分の1に相当する額(特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもの場合は0円)

(2) 特定被監護者等(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども 0円

7～9 (省略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

道の駅うとろ・シリエトクの設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について

1 改正理由

道の駅うとろ・シリエトクは、産業振興及び地域の活性化を図るため、平成 19 年 4 月に設置及び開館し、知床の自然を求めて訪れる観光客等に、快適な休憩機能と地域情報の提供、特産品の販売等を行ってきた。これまでに約 770 万人が入館し、利用者からの評判もよく、知床観光の中核的な商業・情報施設としての役割を果たしている。

当該施設の使用料は、建設費等の地元負担相当額を 15 年で割り返して面積当たりの単価を算出しており、使用者（テナント、店子）は、その占有面積と、占有面積に応じた共有面積の案分等に応じて算出された使用料を町に対して納めてきた。

このことから、15 年が経過し償還が終わったことを踏まえ、今後の維持管理等に要する経費をもって使用料を設定するよう改め、その金額について、必要な条例の改正を行うもの。

2 改正する条例

道の駅うとろ・シリエトクの設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 38 号）

3 改正内容

使用料算定の元となった建設費等の償還が終了したことを踏まえ、今後の維持管理等に要する経費に基づき、別表で規定している使用料の改正を行う。

<改正前>				<改正後>		
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料
センターハウス (食堂・売店)	1 m ² /月額	1,140 円	→	センターハウス (食堂・売店)	1 m ² /月額	760 円

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 2 1 号

道の駅うとろ・シリエトクの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 4 年 6 月 2 2 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

道の駅うとろ・シリエトクの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

道の駅うとろ・シリエトクの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年条例第 3 8
号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 1 4 0 円」を「7 6 0 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

道の駅うとろ・シリエトクの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
別表(第10条関係)				別表(第10条関係)			
区分	単位	使用料	備考	区分	単位	使用料	備考
センターハウス(食堂・売店)	1m ² /月額	<u>1,140円</u>		センターハウス(食堂・売店)	1m ² /月額	<u>760円</u>	
交流広場	1m ² /時間	10円	1 面積が1m ² 未満であるとき、又は面積に1m ² 未満の端数があるときは、1m ² として計算する。 2 休館、時間外の使用は、2倍とする。 3 営利目的の使用は、3倍とする。	交流広場	1m ² /時間	10円	1 面積が1m ² 未満であるとき、又は面積に1m ² 未満の端数があるときは、1m ² として計算する。 2 休館、時間外の使用は、2倍とする。 3 営利目的の使用は、3倍とする。
				<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center">この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>			

資料6-1

令和4年度 一般会計補正予算(第3回)説明資料

【6月定例会:令和4年6月22日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出																																																																																																																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">10 地方交付税</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">52,239</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">10-1-1 特別交付税追加</td> <td style="text-align: right;">52,239</td> </tr> <tr> <td>14 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">59,527</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">14-1-1 国民健康保険基盤安定負担金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 802</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">国民健康保険未就学児均等割保険料負担金</td> <td style="text-align: right;">1,065</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">14-2-1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加</td> <td style="text-align: right;">50,347</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;"> <table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 10px;">ウトロ地区事業系廃棄物自己搬入助成事業分</td> <td style="text-align: right;">3,797</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">子育て世帯給食費負担軽減事業分</td> <td style="text-align: right;">30,945</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">地域公共交通等支援事業分</td> <td style="text-align: right;">2,758</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">デジタルクーポン発行事業分</td> <td style="text-align: right;">3,500</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">庁内デジタル化推進事業分</td> <td style="text-align: right;">9,347</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">14-2-2 子育てのための施設等利用給付交付金追加</td> <td style="text-align: right;">101</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金</td> <td style="text-align: right;">7,914</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;"> <table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 10px;">事務費分</td> <td style="text-align: right;">1,914</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">事業費分</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">14-2-3 循環型社会形成推進交付金</td> <td style="text-align: right;">902</td> </tr> <tr> <td>15 道支出金</td> <td style="text-align: right;">95,694</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">15-1-1 国民健康保険基盤安定負担金更正</td> <td style="text-align: right;">△ 1,185</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">国民健康保険未就学児均等割保険料負担金</td> <td style="text-align: right;">532</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">15-2-2 子育てのための施設等利用給付交付金追加</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">15-2-4 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金</td> <td style="text-align: right;">19,845</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">15-3-2 病虫害緊急防除・まん延防止対策業務委託金追加</td> <td style="text-align: right;">76,452</td> </tr> <tr> <td>16 財産収入</td> <td style="text-align: right;">354</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">16-1-2 網走地区森林組合出資配当金</td> <td style="text-align: right;">354</td> </tr> <tr> <td>17 寄附金</td> <td style="text-align: right;">16,050</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">17-1-1 個人版ふるさと応援寄附金追加</td> <td style="text-align: right;">15,000</td> </tr> </table>	10 地方交付税	52,239	10-1-1 特別交付税追加	52,239	14 国庫支出金	59,527	14-1-1 国民健康保険基盤安定負担金更正	△ 802	国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	1,065	14-2-1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加	50,347	<table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 10px;">ウトロ地区事業系廃棄物自己搬入助成事業分</td> <td style="text-align: right;">3,797</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">子育て世帯給食費負担軽減事業分</td> <td style="text-align: right;">30,945</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">地域公共交通等支援事業分</td> <td style="text-align: right;">2,758</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">デジタルクーポン発行事業分</td> <td style="text-align: right;">3,500</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">庁内デジタル化推進事業分</td> <td style="text-align: right;">9,347</td> </tr> </table>	ウトロ地区事業系廃棄物自己搬入助成事業分	3,797	子育て世帯給食費負担軽減事業分	30,945	地域公共交通等支援事業分	2,758	デジタルクーポン発行事業分	3,500	庁内デジタル化推進事業分	9,347		14-2-2 子育てのための施設等利用給付交付金追加	101	子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金	7,914	<table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 10px;">事務費分</td> <td style="text-align: right;">1,914</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">事業費分</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> </tr> </table>	事務費分	1,914	事業費分	6,000		14-2-3 循環型社会形成推進交付金	902	15 道支出金	95,694	15-1-1 国民健康保険基盤安定負担金更正	△ 1,185	国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	532	15-2-2 子育てのための施設等利用給付交付金追加	50	15-2-4 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金	19,845	15-3-2 病虫害緊急防除・まん延防止対策業務委託金追加	76,452	16 財産収入	354	16-1-2 網走地区森林組合出資配当金	354	17 寄附金	16,050	17-1-1 個人版ふるさと応援寄附金追加	15,000	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">2 総務費</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">123,272</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2-1-4 【行政事務OA化システム推進事業費】</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">納税環境整備業務委託料</td> <td style="text-align: right;">7,933</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2-1-6 【姉妹町友好都市推進事業費】</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">弘前ねぶた斜里保存会助成金追加</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2-1-10 【町有財産管理事業費】</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">消耗品費追加</td> <td style="text-align: right;">2,750</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2-1-11 【個人版ふるさと納税推進事業費】</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">記念品代追加</td> <td style="text-align: right;">3,680</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">通信運搬費追加</td> <td style="text-align: right;">720</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">手数料追加</td> <td style="text-align: right;">510</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">ふるさと納税ポータルサイト掲載及び事務代行業務委託料追加</td> <td style="text-align: right;">1,460</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">ふるさと納税書面発行等業務委託料追加</td> <td style="text-align: right;">130</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">令和4年4月23日海難事故基金積立金</td> <td style="text-align: right;">8,500</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2-1-22 【自然環境保護管理対策事業費】</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">修繕料追加</td> <td style="text-align: right;">1,400</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2-1-26 【新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費】</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金過年度返還金</td> <td style="text-align: right;">1,379</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;"> <table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 10px;">令和2年度分</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">令和3年度分</td> <td style="text-align: right;">1,375</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2-1-26 【子育て世帯生活支援特別給付金事業費】</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">時間外勤務手当</td> <td style="text-align: right;">169</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">消耗品費</td> <td style="text-align: right;">331</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">印刷製本費</td> <td style="text-align: right;">103</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">通信運搬費</td> <td style="text-align: right;">94</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">手数料</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料</td> <td style="text-align: right;">1,208</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">子育て世帯生活支援特別給付金</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> </tr> </table>	2 総務費	123,272	2-1-4 【行政事務OA化システム推進事業費】		納税環境整備業務委託料	7,933	2-1-6 【姉妹町友好都市推進事業費】		弘前ねぶた斜里保存会助成金追加	5,000	2-1-10 【町有財産管理事業費】		消耗品費追加	2,750	2-1-11 【個人版ふるさと納税推進事業費】		記念品代追加	3,680	通信運搬費追加	720	手数料追加	510	ふるさと納税ポータルサイト掲載及び事務代行業務委託料追加	1,460	ふるさと納税書面発行等業務委託料追加	130	令和4年4月23日海難事故基金積立金	8,500	2-1-22 【自然環境保護管理対策事業費】		修繕料追加	1,400	2-1-26 【新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費】		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金過年度返還金	1,379	<table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 10px;">令和2年度分</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">令和3年度分</td> <td style="text-align: right;">1,375</td> </tr> </table>	令和2年度分	4	令和3年度分	1,375		2-1-26 【子育て世帯生活支援特別給付金事業費】		時間外勤務手当	169	消耗品費	331	印刷製本費	103	通信運搬費	94	手数料	9	子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料	1,208	子育て世帯生活支援特別給付金	6,000
10 地方交付税	52,239																																																																																																																		
10-1-1 特別交付税追加	52,239																																																																																																																		
14 国庫支出金	59,527																																																																																																																		
14-1-1 国民健康保険基盤安定負担金更正	△ 802																																																																																																																		
国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	1,065																																																																																																																		
14-2-1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加	50,347																																																																																																																		
<table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 10px;">ウトロ地区事業系廃棄物自己搬入助成事業分</td> <td style="text-align: right;">3,797</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">子育て世帯給食費負担軽減事業分</td> <td style="text-align: right;">30,945</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">地域公共交通等支援事業分</td> <td style="text-align: right;">2,758</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">デジタルクーポン発行事業分</td> <td style="text-align: right;">3,500</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">庁内デジタル化推進事業分</td> <td style="text-align: right;">9,347</td> </tr> </table>	ウトロ地区事業系廃棄物自己搬入助成事業分	3,797	子育て世帯給食費負担軽減事業分	30,945	地域公共交通等支援事業分	2,758	デジタルクーポン発行事業分	3,500	庁内デジタル化推進事業分	9,347																																																																																																									
ウトロ地区事業系廃棄物自己搬入助成事業分	3,797																																																																																																																		
子育て世帯給食費負担軽減事業分	30,945																																																																																																																		
地域公共交通等支援事業分	2,758																																																																																																																		
デジタルクーポン発行事業分	3,500																																																																																																																		
庁内デジタル化推進事業分	9,347																																																																																																																		
14-2-2 子育てのための施設等利用給付交付金追加	101																																																																																																																		
子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金	7,914																																																																																																																		
<table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 10px;">事務費分</td> <td style="text-align: right;">1,914</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">事業費分</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> </tr> </table>	事務費分	1,914	事業費分	6,000																																																																																																															
事務費分	1,914																																																																																																																		
事業費分	6,000																																																																																																																		
14-2-3 循環型社会形成推進交付金	902																																																																																																																		
15 道支出金	95,694																																																																																																																		
15-1-1 国民健康保険基盤安定負担金更正	△ 1,185																																																																																																																		
国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	532																																																																																																																		
15-2-2 子育てのための施設等利用給付交付金追加	50																																																																																																																		
15-2-4 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金	19,845																																																																																																																		
15-3-2 病虫害緊急防除・まん延防止対策業務委託金追加	76,452																																																																																																																		
16 財産収入	354																																																																																																																		
16-1-2 網走地区森林組合出資配当金	354																																																																																																																		
17 寄附金	16,050																																																																																																																		
17-1-1 個人版ふるさと応援寄附金追加	15,000																																																																																																																		
2 総務費	123,272																																																																																																																		
2-1-4 【行政事務OA化システム推進事業費】																																																																																																																			
納税環境整備業務委託料	7,933																																																																																																																		
2-1-6 【姉妹町友好都市推進事業費】																																																																																																																			
弘前ねぶた斜里保存会助成金追加	5,000																																																																																																																		
2-1-10 【町有財産管理事業費】																																																																																																																			
消耗品費追加	2,750																																																																																																																		
2-1-11 【個人版ふるさと納税推進事業費】																																																																																																																			
記念品代追加	3,680																																																																																																																		
通信運搬費追加	720																																																																																																																		
手数料追加	510																																																																																																																		
ふるさと納税ポータルサイト掲載及び事務代行業務委託料追加	1,460																																																																																																																		
ふるさと納税書面発行等業務委託料追加	130																																																																																																																		
令和4年4月23日海難事故基金積立金	8,500																																																																																																																		
2-1-22 【自然環境保護管理対策事業費】																																																																																																																			
修繕料追加	1,400																																																																																																																		
2-1-26 【新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費】																																																																																																																			
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金過年度返還金	1,379																																																																																																																		
<table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 10px;">令和2年度分</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 10px;">令和3年度分</td> <td style="text-align: right;">1,375</td> </tr> </table>	令和2年度分	4	令和3年度分	1,375																																																																																																															
令和2年度分	4																																																																																																																		
令和3年度分	1,375																																																																																																																		
2-1-26 【子育て世帯生活支援特別給付金事業費】																																																																																																																			
時間外勤務手当	169																																																																																																																		
消耗品費	331																																																																																																																		
印刷製本費	103																																																																																																																		
通信運搬費	94																																																																																																																		
手数料	9																																																																																																																		
子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料	1,208																																																																																																																		
子育て世帯生活支援特別給付金	6,000																																																																																																																		

令和4年度 一般会計補正予算(第3回)説明資料

【6月定例会:令和4年6月22日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
遊覧船事故対応関連寄附金	1,000	【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費】	
電気陶芸窯購入費寄附金	50	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	6,500
18 繰入金	950	過年度返還金	
18-1-1 ふるさと応援「まなび」基金繰入金更正	△ 50	【子育て世帯への臨時特別給付金事業費】	
ふるさと応援「ちょうみん」基金繰入金追加	1,000	子育て世帯への臨時特別給付金過年度返還金	24,049
20 諸収入	△ 24,913	【経済対策事業費】	
20-4-4 移送サービス利用者負担金更正	△ 145	ウトロ地区事業系廃棄物自己搬入助成金	3,797
常設保育園給食費更正	△ 982	【庁内デジタル化推進事業費】	
へき地保育所給食費更正	△ 2,229	通信運搬費	892
学校給食費更正	△ 24,630	公共施設Wi-Fi環境強化整備工事費	6,871
保健事業と介護予防の一体的実施委託料	573	プロジェクター等購入費	1,584
弘前ねふた300年祭派遣事業負担金	2,500	【生活者支援事業費】	
21 町債	1,400	賄材料費	29,520
21-1-7 小学校特別支援教育支援員配置事業債追加	1,400	認定こども園等給食費助成金	1,425
		【事業者支援事業費】	
		地域公共交通等支援事業助成金	2,758
		デジタルクーポン発行事業助成金	3,500
		2-1-27 【遊覧船事故対応事業費】	
		令和4年4月23日海難事故基金積立金	1,000
		3 民生費	86
		3-1-1 【福祉団体活動推進事業費】	
		斜里町社会福祉協議会助成金追加	313
		3-1-6 【高齢者生活支援事業費】	
		移送サービス事業委託料更正	△ 481
		3-1-8 【国民健康保険事業費】	
		国民健康保険事業特別会計繰出金追加	1,032
		保険基盤安定分更正	△ 2,648
		[保険料軽減分更正 △1,045]	
		[保険者支援分追加 1,227]	
		[未就学児均等割分更正 △2,830]	
		未就学児均等割保険料負担金分	2,131
		事務費分追加	1,549

令和4年度 一般会計補正予算(第3回)説明資料

【6月定例会:令和4年6月22日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	3-2-3 【双葉保育園管理運営事業費】 賄材料費更正 △ 504 【はまなす保育園管理運営事業費】 賄材料費更正 △ 478 3-2-6 【子育てのための施設等利用事業費】 子育てのための施設等利用給付費負担金追加 204
	4 衛生費 11,082
	4-1-2 【環境衛生施設維持管理事業費】 オホーツク斎場火葬炉設備修繕工事 4,100 【浄化槽設置整備事業費】 浄化槽台帳システムデータ移行業務委託料 2,706 浄化槽台帳システム使用料 330 4-2-2 【廃棄物処理事業費】 修繕料追加 3,630 4-2-3 【リサイクル推進事業費】 修繕料追加 316
	6 農林水産業費 96,651
	6-1-2 【農業振興事業費】 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金 19,845 【病害虫防除対策事業費】 報償金 76,452 [24戸・41圃場・12,411a分 76,452] 6-2-1 【林業一般事業費】 網走地区森林組合出資金 354 [1,179口×300円 354]
	7 商工費 1,001
	7-1-4 【観光振興開発事業費】 謝礼金 150 講師等旅費 851

令和4年度 一般会計補正予算(第3回)説明資料

【6月定例会:令和4年6月22日】

(単位:千円)

歳 入	歳 出
	8 土木費 700
	8-4-3 【公園整備事業費】
	修繕料追加 300
	はまなす公園サッカーゴール購入費 400
	10 教育費 △ 31,491
	10-1-3 【義務教育振興事業費】
	事務員(専門)報酬 1,768
	指導主事給料更正 △ 2,429
	時間外勤務手当更正 △ 75
	期末手当更正 △ 155
	共済組合負担金更正 △ 259
	社会保険料等更正 △ 99
	職員旅費更正 △ 84
	福祉協会負担金更正 △ 1
	10-2-1 【学校管理事業費】
	単純労務員給料更正 △ 2,045
	時間外勤務手当更正 △ 158
	期末手当更正 △ 161
	共済組合負担金更正 △ 85
	社会保険料等更正 △ 288
	福祉協会負担金更正 △ 2
	10-5-3 【海洋センター体育館・プール管理運営事業費】
	職員旅費更正 △ 559
	10-5-4 【学校給食供給事業費】
	賄材料費更正 △ 26,859
歳入合計	歳出合計
201,301	201,301

地方債補正

【変更】

(単位:千円)

区 分	起債の目的	限度額の変更			備 考
		変更前	変更後	増 減	
過 疎 対 策 事 業 債	小 学 校 特 別 支 援 教 育 業 支 援 員 配 置 事 業	3,000	4,400	1,400	

令和4年度 国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)説明資料

【6月定例会:令和4年6月22日】

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
1 国民健康保険料	△ 39,884	1 総務費	1,549
1-1-1 【一般被保険者国民健康保険料】		1-1-1 【一般管理事業費】	
医療給付費分現年度分更正	△ 32,351	北海道クラウド機器更改に係るシステム及び基幹系クラウドネットワーク設定委託料	1,081
後期高齢者支援分現年度分更正	△ 6,274	北海道クラウド機器更改に係る庁内ネットワーク整備業務委託料	468
介護納付金分現年度分更正	△ 773		
医療給付費分滞納繰越分更正	△ 343		
後期高齢者支援分滞納繰越分更正	△ 84		
介護納付金分滞納繰越分更正	△ 59		
3 道支出金	△ 20,192	2 保険給付費	△ 21,392
3-1-1 【保険給付費等交付金】		2-1-1 【一般被保険者療養給付費】	
普通交付金更正	△ 21,392	保険者負担分更正	△ 19,798
特別調整交付金(市町村向け)追加	1,200	2-2-1 【一般被保険者高額療養費】	
		保険者負担分更正	△ 1,594
5 繰入金	32,832	3 国民健康保険事業費納付金	△ 9,581
5-1-1 【繰入金】		3-1-1 【一般被保険者医療給付費分納付金】	
一般会計繰入金追加	1,032	一般被保険者医療給付費分納付金更正	△ 7,354
[保険基盤安定分更正 △ 2,648]		3-2-1 【一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金】	
[保険料軽減分更正 △ 1,045]		一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金更正	△ 1,698
[保険者支援分追加 1,227]		3-3-1 【介護納付金分納付金】	
[未就学児均等割分更正 △ 2,830]		介護納付金分納付金更正	△ 529
未就学児均等割保険料負担金分	2,131		
事務費分追加	1,549	8 諸支出金	3,894
国民健康保険基金繰入金	31,800	8-2-2 【療養給付費等負担金等償還金】	
		過年度分特定健康診査・保健指導負担金等償還金追加	3,894
6 繰越金	1,714		
6-1-1 【繰越金】			
前年度繰越金追加	1,714		
歳入合計	△ 25,530	歳出合計	△ 25,530

納税環境整備事業

1. 事業目的

令和 4 年度地方税制改正において、eLTAX(地方税ポータルシステム)を通じた電子申告・申請の対象手続、電子納税の拡大など、地方税務手続のデジタル化を推進することとされ、令和 5 年 1 月開始の軽自動車税関係手続のオンライン化を皮切りに、令和 5 年 4 月からは地方税統一 QR コード納付が開始予定であることから、納税環境整備にかかる基幹システムを改修し、納税者の利便性向上及び関係機関における事務負担の軽減を図る。

2. 事業内容

(1)地方税共通納税システムの対象税目の拡大

令和 5 年度課税分より、地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割を追加し、eLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて電子的に行うことができるよう措置を講ずる。

(2)地方税統一 QR コード納付対応

令和 5 年度課税分より、地方税用 QR コードの活用を開始できるよう措置を講じることで、電子マネーによる納税が可能となる。

(3)軽自動車税関係手続のオンライン化

軽自動車税環境性能割及び種別割の申告又は報告、継続検査時における種別割の納付の有無の確認について、令和 5 年 1 月より、オンライン手続により行うことが可能となる。

3. 予算内訳

科 目	内 容	補 正 額
委託料	共通納税税目拡充及び QR コード対応分(※1)	6,132,500 円
	軽自動車税 OSS・JNKS 連携オプション導入対応分(※2)	1,799,600 円
合 計		7,932,100 円

※軽自動車 OSS ～継続検査に係るワンストップ手続 ※軽 JNKS ～種別割納税証明の電子連携

※上記(※1)の改修経費については、R4 年度普通交付税措置が講じられる予定。(※2)については、R3 年度普通交付税措置済み。

4. スケジュール

- ・令和 4 年 7 月 契約・業者協議
- ・令和 4 年 7 月下旬～11 月 軽 JNKS・軽 OSS 運用試験
- ・令和 4 年 12 月～令和 5 年 3 月 共通納税システム運用試験
- ・令和 5 年 1 月 軽 JNKS・軽 OSS 運用開始
- ・令和 5 年 4 月 共通納税システム運用開始

弘前ねふた300年祭参加事業

1 事業内容及び目的

①概要

・友好都市である弘前市が令和4年8月にねふた300年の節目を迎え、記念として弘前ねふた300年祭が行われる。それに伴い、弘前ねふた300年祭実行委員会より友好都市弘前ねふた斜里保存会(以下、「斜里保存会」という。)に対して囃子等の運行隊列一式の招請依頼があり、斜里保存会もこれに応じることとなったことから、友好都市である弘前市との絆をより一層深め、文化・人材の交流を進めるため、斜里保存会に助成する。

②実施計画

- ・実施日程:令和4年8月27日(土)、28日(日)
土曜日⇒夜間運行、日曜日⇒昼間運行
- ・運行経路:弘前ねふたまつり合同運行駅前コース(イトーヨーカ堂～弘前駅～松森町交差点)
- ・招集範囲:青森ねふた、五所川原立佞武多、尾島ねふた、斜里ねふた
- ・弘前市:5団体程度の出陣(扇ねふた・組ねふた・大太鼓等)

③費用

- ・斜里保存会役員5名(台車引手担当)、各ねふた運行団体より囃子担当:30名、合計:35名に係る旅費相当分を助成する。
【145,000円(旅費等)×35名(運行隊列一式)=5,075,000円】不足費用については斜里保存会から支出
- ・弘前市側より本事業に対して、2,500千円を上限とした費用負担が予定されている。

2 補正予算額

歳入	金額
18 款-1 項-1 目-1 節-ふるさと応援「ちょうみん」基金繰入金	1,000 千円
20 款-4 項-4 目-1 節-弘前ねふた 300 年祭派遣事業負担金	2,500 千円
歳出	金額
2 款-1 項-6 目-18 節-弘前ねふた斜里保存会助成金	5,000 千円

子育て世帯生活支援特別給付金事業(ひとり親世帯以外分)

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し生活支援を行う観点から、令和3年度に引続き特別給付金を支給する。

2. 対象者

- (1) 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者(申請不要)
- (2) 上記(1)のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満))の養育者であって、次の①・②のいずれかに該当する者(要申請)
- ※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする。
- ①令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(家計急変者)
- ※ひとり親世帯分については北海道が実施主体

3. 給付額

児童1人あたり一律50,000円

4. スケジュール(予定)

- ・上記「2(1)の対象者」
令和4年度分の住民税均等割が非課税である者の判明以降、速やかに支給(令和4年7月中旬を目途)
- ・左記「2(2)の対象者」
申請期間：令和4年7月1日～令和5年3月15日

5. 事業費

7,914千円

【事業費概要】

[歳入]

単位：千円

科目	補助金名	予算額
国庫補助金/民生費補助金	子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金	6,000
	子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金	1,914
	合計	7,914

[歳出]

単位：千円

科目	事業費	備考
手当	169	職員時間外勤務手当
消耗品費	331	
印刷製本費	103	
通信運搬費	94	
手数料	9	
委託料	1,208	システム改修費
補助金・交付金	6,000	120人×50,000円
合計	7,914	

新型コロナウイルス感染症対策事業(地方創生臨時交付金関係分・令和4年度分)

No	補助・単独	交付対象事業の名称	事業概要	A					備考	
				補正金額	B					G 補助対象外経費
補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額		F その他					
1	単	ウトロ地区事業系廃棄物自己搬入助成金	ウトロ地区の観光客の大幅な減少により、事業系ゴミの組合収入の減少が顕著となり事業継続が困難なため、支援する。	3,797		3,797	0	0	0	
2	単	庁内デジタル化推進事業	コロナ禍により加速したWEB会議やWEBセミナーなどに対応するため主要公共施設のオンライン環境の強化をはかる。	9,347		9,347	0	0	0	
3	単	子育て世帯給食費負担軽減事業	コロナ禍や物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、給食費の負担軽減をはかる。	30,945		30,945	0	0	0	
4	単	地域公共交通等支援事業	コロナ禍や燃料費の高騰により厳しい経営状況にある地域公共交通事業者を支援し、地域公共交通を維持・確保する。	2,758		2,758	0	0	0	
5	単	デジタルクーポン発行事業(導入準備事業)	商品券やクーポン、チケット、ポイントなど、デジタル技術を活用して発行できるよう準備作業までの支援を行う。	3,500		3,500	0	0	0	
6月補正分小計				50,347	0	50,347	0	0	0	

事業経費		交付限度額(地方単独事業)			
地方単独事業分(a)	50,347	R3本省繰越分	87,498	差額(b-a)	124,025
補助事業分	0	原油価格・物価高騰対応分	86,874		
小計	50,347	小計(b)	174,372		

庁内デジタル化推進事業

1. 内容

災害時における情報収集・発信をはじめ、公共施設のさらなる利便性向上を図り、町内の情報化を進めるため、災害拠点施設及び観光客が多く利用する公共施設に無料で利用できる公衆無線 Wi-Fi の強化を行う。また、コロナ禍により加速した WEB 会議や WEB セミナー等のオンライン環境を、より利用しやすく安定したデータ通信環境を構築する他、デジタルサイネージ導入やプロジェクター更新を行い、有事の際に高い視認性と多くの情報を効率よく提供が可能となるよう必要備品を整備する。

2. 公衆無線 Wi-Fi 強化場所

(1) 役場庁舎 (2) ゆめホール知床 (3) ぽると21

3. デジタルサイネージ等設置場所

(1) 役場庁舎 (2) ゆめホール知床 (3) ぽると21

4. 事業費

内 容	事業費	計
通信運搬費	【開通費用】 20,800 円×5 回線×消費税 1.1=114,400 円 【通信費】 6,500 円×5 回線×消費税 1.1×7か月=250,250 円 【アクセスポイント利用分】3, 800 円×18 台×消費税 1.1×7か月=526,680 円	892 千円
工事請負費	ルータ、PoE スイッチングハブ 設置工事 役場本庁舎・ぽると21・ゆめホール LAN 配線工事	6,871 千円
備品購入費	プロジェクター、デジタルサイネージ等	1,584 千円
合 計		9,347 千円

歳入：14 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 1 目 総務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9,347 千円

歳出：2 款 総務費 1 項 総務管理費 26 目 新型コロナウイルス感染症対策 庁内デジタル化推進事業 9,347 千円

子育て世帯給食費負担軽減事業

1. 事業目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、物価高騰による学校給食等の実施への影響や、やむを得ず給食費の値上げを検討せざるを得ない全国的な状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)を活用し、給食費の負担を軽減することで、子育て世帯への支援を図る。

2. 事業内容

- 物価上昇分(3.9%)の食材料費の増額分及び、園児・児童生徒分の令和4年9月から令和5年3月までの給食費を全額減免する。

(1) 全国消費者物価指数(総務省統計局/R4.5.20公表)

区分	前年同月比推移(%)		
	R4年2月	R4年3月	R4年4月
食料	2.8%	3.4%	3.9%

(2) 物価上昇率(3.9%)反映後の給食費

区分	学年	1食当たりの額		
		R4単価(A)	物価上昇(B) (A)×3.9%	物価上昇反映額(A)+(B)
小・義務教育 学校(前期)	1~3年生	254円	+10円	264円
	4~6年生	262円	+11円	273円
中・義務教育 学校(後期)	1~3年生 7~9年生	293円	+12円	305円
へき地保育所	全児	254円	+10円	264円

区分		1月当たりの額		
		R4単価(A)	物価上昇(B) (A)×3.9%	物価上昇反映額(A)+(B)
常設保育園	2号認定子ども	3,600円	+141円	3,741円
大谷幼稚園	1号認定子ども	3,000円	+117円	3,117円
	2号認定子ども	4,500円	+176円	4,676円

(3) 事業費内訳

歳入	歳出
14款・2項・1目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 30,945千円	2款・1項・26目 【生活者支援事業費】 需用費・賄材料費 29,520千円 ・内訳 (学校・へき地保育所 28,287千円) (常設保育園 1,233千円) 認定こども園等給食費助成金 1,425千円 計 30,945千円
20款・4項・4目 常設保育園給食費(児童分) △982千円 へき地保育所給食費(児童分) △2,229千円 学校給食費(児童・生徒分) △24,630千円 計 △27,841千円	3款・2項・3目 【双葉保育園管理運営事業費】 需用費・賄材料費 △504千円 【はまなす保育園管理運営事業費】 需用費・賄材料費 △478千円 計 △982千円
10款・5項・4目 【学校給食供給事業費】 需用費・賄材料費 △26,859千円	
歳入合計 3,104千円	歳出合計 3,104千円

地域公共交通等支援事業

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況にある地域公共交通事業者が、コロナ禍による燃油高騰の影響で更なる経営悪化に直面していることに鑑み、住民の生活交通を支える地域公共交通を維持・確保するため、燃料費の増加相当分について支援する。

町内燃料小売価格(1ℓあたり単価・税込)

区 分	令和3年5月…①	令和4年5月…②	燃料上昇額(③=②-①)
ガソリン	145 円	169 円	24 円
軽 油	128 円	156 円	28 円

2. 事業内容

町内に本店を有する地域公共交通事業者に対して燃料高騰による燃料費の増加相当分(4月～9月)に対し助成を行う。

※国の「燃料油価格激変緩和対策」期間にあわせて、令和4年4月から～9月までの期間とする。

区 分	助 成 額		
知 床 線	461 千円		
都 市 間 バ ス	1,066 千円		
ハ イ ヤ ー	484 千円		
し ゃ り ぐ る	51 千円		
網 走 線	77 千円		
ス ク ー ル バ ス	斜里バス 404 千円	斜里ハイヤー 27 千円	計 431 千円
振 興 バ ス	188 千円		
合 計	2,758 千円		

3. 事業費

歳入:14 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 1 目 総務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,758 千円
 歳出:2 款 総務費 1 項 総務管理費 26 目 新型コロナウイルス感染症対策 地域公共交通等支援事業助成金 2,758 千円

デジタルクーポン発行導入準備事業

1. 背景 新型コロナウイルス感染拡大によって町内経済への影響が続いているが、感染状況や回復状況に速やかに対応し、また、物理的接触を極力回避し、かつ、事業所の事務的な負担を軽減するため、デジタル型のクーポンによる町民向け及び旅行者向けの需要喚起策が望まれる状況となっている。
- デジタルクーポンは、Web 上で電子的に管理される金券(商品券)であり、主にスマートフォンを介して利用される電子マネーや QR コード決済に類する手法であって、Go To トラベルの地域クーポンでも使われたように、近年急速に普及が進んでいるサービス手法である。この手法は、使い切り型の電子チケットや、ポイントの発行、スタンプラリーなどにも応用可能であり、例えば、ふるさと納税制度によるサービス券やクーポン券の発行を、現地で即時に発行することも可能となるものであり、発展性・拡張性の余地も大きいと考えられる。
2. 事業目的 商品券やクーポン、チケット、ポイント、スタンプラリーなど、デジタル技術を活用した取引が活発化していることから、経済情勢に相応できる電子ツールの導入準備を行う
3. 事業主体 斜里町商工会 (協力：知床斜里町観光協会)
4. 事業内容
- 令和2年度及び3年度に実施した「まんぷ食うポン」や「アクティビティクーポン」をデジタルで発行できるようにするための、導入・準備作業までの支援を行うものとする。(構想設計、システム設計、Web サイトデザイン、参加事業者募集・説明、必要な道具類の購入など)
 - この2年間の「まんぷ食うポン」や「アクティビティクーポン」は、利用可能店舗を飲食店や観光関連業種に限定して展開したが、コロナの状況を踏まえつつ、クーポンの一部を一般小売店舗でも使用できるよう拡大展開を想定して準備をする。
 - クーポン名、プレミアム率、期間、利用可能対象事業所、購入・配布条件といったクーポンの詳細は、コロナの状況(他の経済対策発動状況を含む)を鑑みて、概要提示と合わせて、別途予算提案を行う予定とする。(9月定例会議を想定。)
5. 予算
- | | | |
|--------|------------------------------------|----------|
| (1) 歳出 | 新型コロナウイルス感染症対策事業費 デジタルクーポン発行事業 助成金 | 3,500 千円 |
| (2) 歳入 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 3,500 千円 |

持続的畑作生産体系確立緊急対策事業

1. 事業概要

国の「持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金」を活用し、病虫害の発生リスクの低減や需要のある作物への転換、労働力不足等の課題に対応するため、病害抑制と需要に応じた生産拡大の両立、労働負担軽減、環境に配慮した生産体系の確立、種子馬鈴しょの安定供給に向けた取組みに対して補助金を交付する。

【持続的畑作生産体系確立緊急対策事業】

- (1) 補助率
 - ・ 定額（健全な種子の安定供給対策事業、需要に応じた生産拡大事業、環境に配慮した生産体系確立支援事業）
 - ・ 1/2以内（労働負担軽減対策事業）
- (2) 事業メニュー
 - ・ 種子馬鈴しょのり病率の低減、豆類の複数年契約取引、環境に配慮した生産体系確立、省力作業機械の導入

2. 事業内容及び事業費等

事業主体	事業内容	取組面積（対象作物）	交付単価	補助金額
しれとこ斜里農業協同組合	種子馬鈴しょのり病率低減	7,944a	8,000円/10a	19,845千円
	豆類の複数年契約取引	4,039a	4,000円/10a	
しれとこ大豆生産組合	豆類の複数年契約取引	2,153a	1,400円/10a	
しれとこ小豆生産組合		247a	4,000円/10a	
しれとこ金時生産組合		2,783a	4,000円/10a	
ホクレン農業協同組合連合会	地域モデル確立事業	（てん菜）	補助対象経費×10/10	
三井豆組合 佐々木協同利用組合	省力作業機械の導入	（大豆） （馬鈴しょ）	事業費×1/2以内	

3. 予算措置

- （歳入）15款2項4目【農林水産業費補助金】 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金 19,845千円
- （歳出）6款1項2目【農業振興費】 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金 19,845千円

知床アクティビティリスク管理体制構築事業

1. 背景・趣旨

4月23日に発生した「知床遊覧船」による海難事故は、観光・旅行関連の事故としては近年稀にみる大規模で悲惨な事故であり、今もなお行方不明者の捜索と原因究明が行われているところである。安全管理意識の極めて低い運航会社による、杜撰な運航管理体制と経営方針が主要因とされ、回避可能な人為的な事故と見なされている。特定の事業者による事故といえども、「知床」・「知床観光」に対しても多大な影響が及んでいることは周知のとおりである。

自然体験型アクティビティは、知床観光に不可欠で目的性の高いコンテンツとなっているものの、同時に自然体験特有のリスクも多い。観光船事業は海上運送法によって安全管理が規定されているが、その他のアクティビティの多くでは安全を規定する法令がないのが現状であり、より自主的かつ地域的な安全管理の意識醸成と体制構築が欠かせない。リスクと正しく向き合い、できるだけ回避し、頻度や影響度合いを低減させるといった事業者によるリスク管理と同時に、知床観光の信頼回復のためには、地域的な安全管理体制の向上やサポート体制の構築が喫緊の課題である。

2. 事業目的

町内で行われている自然体験型アクティビティに関する実態把握やリスク分析を行い、改善策を検討し、安全管理体制の一層の向上を図る。

3. 事業内容・工程

(1) 検討体制の構築【6月補正、下記4に記載の経費】

- ① リスク管理体制構築検討協議会（仮称）の設置、
- ② (2)及び(3)に記載の業務を発注するための予備調査（業務発注仕様書の検討・作成など）

(2) 現状把握のための調査業務の実施【9月補正予定】

- ① 町内でのアクティビティの実態把握、リスク分析、課題抽出、
- ② 国内及び世界でのアクティビティのリスク管理の実態把握

(3) 個別課題への対応策の詳細検討、体制構築【令和5～6年度予定】

- ① 課題別の対応策、
- ② 役割分担と地域的な安全管理体制向上策（リスク開示、事業者情報開示、人材育成方針等）、
- ③ 実効性確保策（法令、組織、財源）、
- ④ 結果公表・シンポジウム、など

4. 予算

支出項目	謝礼金（最大5名×5回）	30,000円×5人=150,000円
	講師旅費（最大5名×2回）	札幌1泊2日68,820円×3人×2回=412,920円 ※3回はオンライン等想定 東京1泊2日109,360円×2人×2回=437,440円